

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第 9 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条の 2 の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 条例第15条第 5 項の広域連合長が規則で定める通勤手当は、1 か月当たりの運賃等相当額等（第24条の 4 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第15条第 2 項第 2 号に定める額（第24条の 4 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第15条第 3 項第 1 号に定める額の合計額（第27条第 2 項において「1 か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第 5 項の広域連合長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第15条第 5 項の広域連合長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第15条第 1 項の職員としての要件が具備されるに至った日がその日の属する月の第 2 条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第 2 項第 2 号又は第 3 号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第15条第 5 項の広域連合長が規則で定める日は、支給日とする。

4 支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日

後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い広域連合の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第26条第1項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、後段を削り、同

項に次の各号を加える。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第22条第1項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして広域連合長が定める場合 広域連合長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第26条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、広域連合長が定める。

第27条第1項中「もの」を「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として広域連合長が定める場合に係るもの」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第

4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第27条第3項中「事由発生月」の次に「（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、広域連合長の定める月）」を加える。

第27条の3第2項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は職務」を「若しくは職務」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年10月1日から適用する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21条）第15条第1項の職員としての要件が具

備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則第27条の3第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る改正後の規則第25条第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。